

訪問診療を始めるまでの手順

(1) 下記に病状に当てはまる方は、まずお電話を下さい。

(担当医療相談員：MSWが対応します：045-960-5810)

- ・ 各種病気、高齢、体力の衰えなどで病院へ通院することが困難
- ・ 尿道カテーテル、胃瘻、高カロリー輸液、在宅酸素療法などの管理が必要
- ・ 癌による疼痛のコントロール、麻薬の処方が必要
- ・ 末期癌だが最期まで自宅で過ごしたい

介護保険や在宅医療に詳しい、当院常駐の医療相談員(MSW)が、お話を詳しくお聞きし、訪問診療について御説明致します。

ご本人、ご家族、ケアマネージャー、病院の医療相談室など、様々な方からのお電話をお待ちしております。

(2) MSWがご自宅にうかがい、在宅療養に必要なサービスを検討致します。

ご自宅のほか、病院の退院カンファランスにもおうかがいし、生活環境や病状把握とともに必要な医療サービス、介護サービス（訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴、ホームヘルパー、介護用品レンタルなど）のご相談を致します。

(3) 初診日を決め、必要な医療・介護サービスの手配を行います。

(4) 初診日以降は原則、月2回の定期訪問診療、必要時は往診も行います。

(訪問看護ステーションとの連携が必要な場合もあります)